

公安委員会  
説明資料No.

1

犯罪被害者等給付金の裁定（大阪府・鳥取県）に  
対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成29年12月21日  
給与厚生課

(略)

(略)

(略)

<p>公安委員会 説明資料No. <b>2</b></p>	<p>「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」について</p>	<p>平成29年12月21日 運転免許課 交通企画課</p>
<p><b>1 趣旨</b> 外国運転免許証制度の対象となる国にエストニア共和国を追加するとともに、運転免許等に関する手数料の標準を見直すため、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）を改正するもの。</p> <p><b>2 改正案の概要</b></p> <p>(1) 外国運転免許証制度の対象となる国の追加 外国運転免許証制度<sup>(※)</sup>の対象となる我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国としてエストニア共和国を加える。 (※) 本邦の域外にある国又は地域（国際運転免許証を発給していない国又は地域であって、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。）の行政庁若しくは権限のある機関が発給した運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。）を所持する者が、本邦に上陸した日から1年間、当該運転免許証で運転することができることとされている自動車等を運転することができる制度</p> <p>(2) 運転免許等に関する手数料の標準の見直し 地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）において、「法令で定める手数料の金額の標準については、経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として3年ごとにその金額について見直すこととする」とされていることを踏まえ、運転免許等に関する手数料の標準について、所要の見直しを行う<sup>(※)</sup>。 (※) 前回の定期改定は、平成27年4月</p> <p>(3) 施行期日 平成30年4月1日</p> <p><b>3 意見公募手続の実施結果等（別添）</b> 平成29年12月12日（火）まで意見公募手続を実施した結果、8件の意見が寄せられた。 また、運転免許等に関する手数料について、最新の人件費単価を用いて再度積算を行ったところ、一部の手数料について国民の負担が軽減されることが判明したことから、所要の修正を行った。</p> <p><b>4 今後の予定</b> 閣議 12月26日（火）</p>		

- 1 総額 3,168億円  
 (1) 一般会計 3,151億円  
     平成29年度予算額 3,185億円  
     対前年度比較増減額 ▲34億円 (-1.1%)

	29年度予算額	30年度予算額	増△減額
人 件 費	1,038億円	1,080億円	42億円 ( 4.0% )
物 件 費	2,147億円	2,071億円	△ 76億円 ( -3.5% )
交付税特会繰入れ	624億円	605億円	△ 19億円 ( -3.0% )
そ の 他	1,523億円	1,466億円	△ 57億円 ( -3.7% )
合 計	3,185億円	3,151億円	△ 34億円 ( -1.1% )

- (2) 東日本大震災復興特別会計 16億円

2 主な内容

- (1) テロ対策と緊急事態への対処 127億円  
 (2) サイバー空間の脅威への対処 33億円  
 (3) 客観証拠重視の捜査のための基盤整備 117億円  
 (4) 組織犯罪対策の推進 46億円  
 (5) 生活の安全を脅がす犯罪対策の推進 34億円  
 (6) 安全かつ快適な交通の確保 199億円  
 (7) 警察基盤の充実強化 259億円  
     ア 人的基盤の充実強化 9億円  
         ○ 国家公務員の増員 増員数 128人  
         イ 装備資機材・警察施設の整備充実 250億円  
 (8) 東日本大震災からの復旧・復興の支援 16億円

3 29年度補正予算

本年度補正予算について、「防災・減災対策」として435億円を計上

4 組織改正

長官官房政策立案過程総括審議官、長官官房審議官(東京オリンピック・パラリンピック担当)等の設置

5 税制改正

「犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度の見直しに伴う税制上の所要の措置」の容認、「警察用船舶に係る軽油引取税の課税免除の特例措置」の適用期限の延長

## 1 経緯

- 現在のニーズに即した古物営業の在り方について検討を行うため、本年10月から計3回の「古物営業の在り方に関する有識者会議」を開催。
- 同有識者会議において、幅広い議論が行われ、報告書が取りまとめられたもの。

## 2 報告書の概要

### (1) 都道府県ごとの許可制度について

- ある都道府県公安委員会から許可を受けた場合には、他の都道府県に営業所を設ける際は届出で足りる制度を検討していくべき。
- ただし、許可申請事項に変更が生じた場合、古物商に確実に届出を行わせる必要。また、各都道府県公安委員会間で確実に古物商に係る情報の共有を行い、指導監督を徹底する必要。

### (2) 営業の制限について

- 営業制限を緩和し、百貨店や集合住宅のエントランス等のスペースを活用したイベント会場等においても、あらかじめ届出をすることにより、買受け等のための古物の受取を可能とすることを検討していくべき。
- ただし、古物商の各種義務が確実に履行される必要があり、また、その履行状況の指導監督のため、受取の日時及び場所を都道府県公安委員会にあらかじめ届出させることが必要。

### (3) 簡易取消し制度について

- 古物商が所在不明である場合に、より簡易な手続により許可を取り消すことができる制度の導入を検討していくべき。

### (4) 暴力団排除について

- 古物商の許可の欠格事由に暴力団員を排除する規定を設けることを検討していくべき。

### (5) フリマアプリ等における古物取引について

- フリーマーケットアプリ・サイトの運営業者及び業界が自主規制を強化しつつある状況にあることから、まずはその自主規制の状況を見守ることとし、自主規制のままでは盗品売買の防止等に関して十分な抑止効果が認められないという状況に至った場合に、法規制を検討していくべき。

## 3 今後の対応

報告書の内容を踏まえ、法改正も含めた必要な検討を進めていく。

## 1 経緯

- 本年11月10日、座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議が開催され、官房長官から、「事件の全容解明と関係省庁の情報共有」、「自殺に関する不適切なサイトや書き込みへの対策強化」、「自殺願望を発信する若者の心のケア」の3点について指示。
- 関係閣僚会議幹事会（局長級）を開催するなど関係省庁において検討を行い、12月19日の関係閣僚会議において、再発防止策を取りまとめ。

## 2 政府における再発防止策

### (1) SNS等における自殺に関する不適切な書き込みの削除等

- 利用規約等に基づく削除等に対する事業者・利用者の理解の促進。
- 事業者による自主的な削除の強化とそれを支える団体の支援等。

### (2) インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア

- 検索事業者・SNS事業者等が連携した相談窓口への誘導の強化。
- SNS等を活用した相談対応の強化。
- SOSの出し方に関する教育等による若者の居場所づくりの支援。

### (3) インターネット上の有害環境から若者を守るための教育・啓発等

## 3 警察における再発防止策

### (1) 自殺に関する書き込みの削除依頼の推進

- 人を自殺に誘引・勧誘する情報等について、新たにインターネット・ホットラインセンターへの通報の対象に追加。
- 違法・有害情報相談センターとの連携を推進し、通報を促進。

### (2) 自殺に関する書き込みのモニタリングの強化

- サイバーパトロール業務を民間委託。
- サイバー防犯ボランティアによるサイバーパトロール等を実施。

### (3) SNS事業者によるモニタリング、削除の促進

- 「青少年ネット利用環境整備協議会」において事件に関する情報を提供し、SNS事業者による緊急提言（12月6日）に協力。

### (4) SNS利用者等に対する教育、広報啓発活動の推進

- 今回の事件を踏まえた広報資料を作成し、都道府県警察で活用。
- 同広報資料をサイバー防犯ボランティア団体等にも提供。

### (5) 都道府県警察における取組の徹底

- 緊急性の高いインターネット上の自殺予告事案を認知した場合、適切に人命を救助するとともに、救助した者に相談窓口を紹介。
- 各種警察活動の中で、人を自殺に誘引・勧誘する情報等を認知した場合、警察からサイト管理者等に対する削除依頼を徹底。

## 1 概要

インターネットショッピングに係る詐欺を目的とするサイト（以下「詐欺サイト」という。）による被害防止を目的として、平成29年5月以降、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（以下「JC3」という。）が対策を実施しているもの。

## 2 取組内容（平成29年12月21日現在）

### (1) 詐欺サイト対策

JC3が愛知県警察と共同で開発したツールの活用等により発見した詐欺サイトのURL情報について、JC3からAPWG<sup>※</sup>等に対し19,834件を提供。

※ APWG (Anti-Phishing Working Group) フィッシングサイト対策を目的として平成15年に国際的な非営利団体として米国に設立。警察庁では、平成28年7月から偽サイト等の情報を提供している。

### (2) 転送サイト対策

JC3等が発見した国内の272転送サイト（詐欺サイトに転送するよう改ざんされた正規サイト）について、埼玉、愛知及び福岡県警察によるサイト管理者等に対する修復依頼及び再発防止の注意喚起を実施。

### (3) 注意喚起

JC3ホームページにおいて、詐欺サイトの具体的な特徴や詐欺サイトによる被害を防ぐための注意事項を掲載し、インターネット利用者に対して注意喚起を実施。

## 3 その他

JC3からの情報に基づき、20都道府県警察が詐欺サイトに係る振込先の口座名義人等に対する取締りを実施し、43名を検挙、78件を送致。